

第9章 届出制度

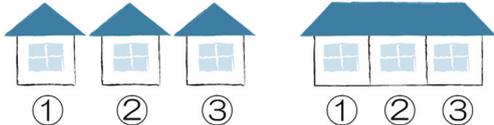
- 9-1 居住誘導区域外における届出
- 9-2 都市機能誘導区域外における届出
- 9-3 都市機能誘導区域内における届出

9-1 居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握するため、居住誘導区域外において以下に示す行為を行おうとする場合には、その行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が義務付けられます。

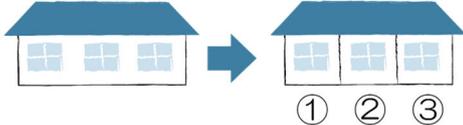
1) 開発行為

届出必要

<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為</p> <p>例 3戸の開発行為</p> 	<p>② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p> <p>例 1戸 1,500㎡の開発行為</p> 
--	--

2) 建築等行為

届出必要

<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合</p> <p>例 3戸の建築行為</p> 	<p>② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合</p> <p>例 建物を3戸の住宅にする改築行為</p> 
--	---

9-2 都市機能誘導区域外における届出

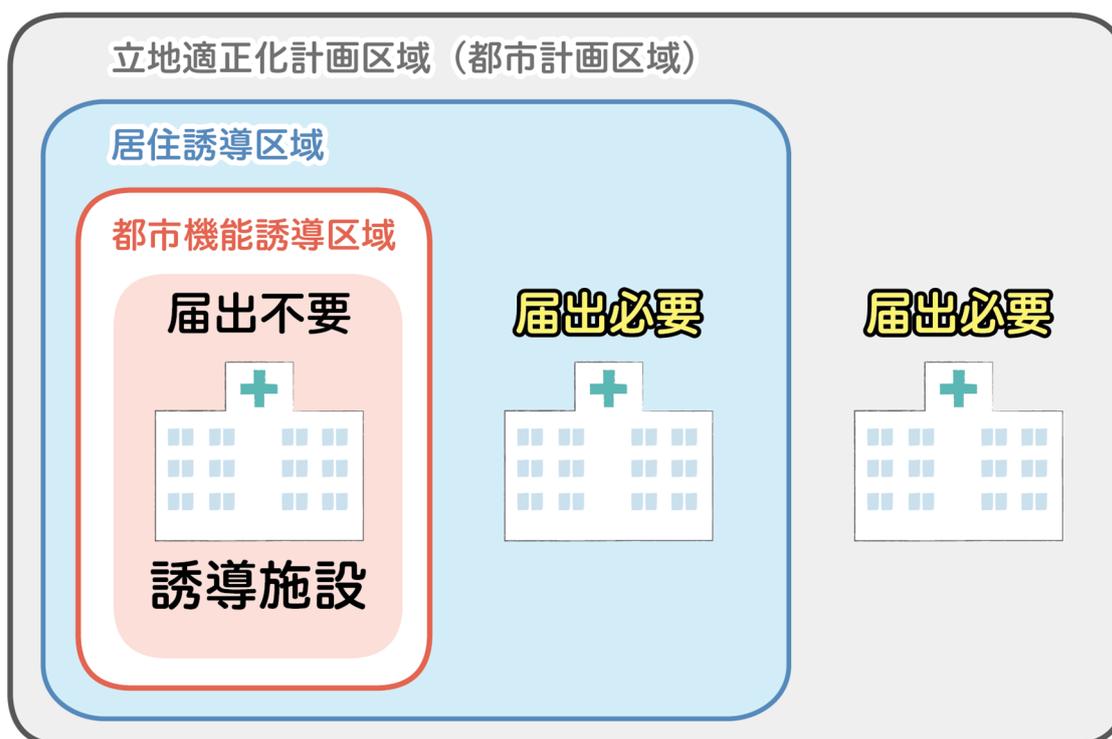
都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握するため、都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合には、その行為に着手する日の30日前までに、市長への届出が義務付けられます。

1) 開発行為

- ・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

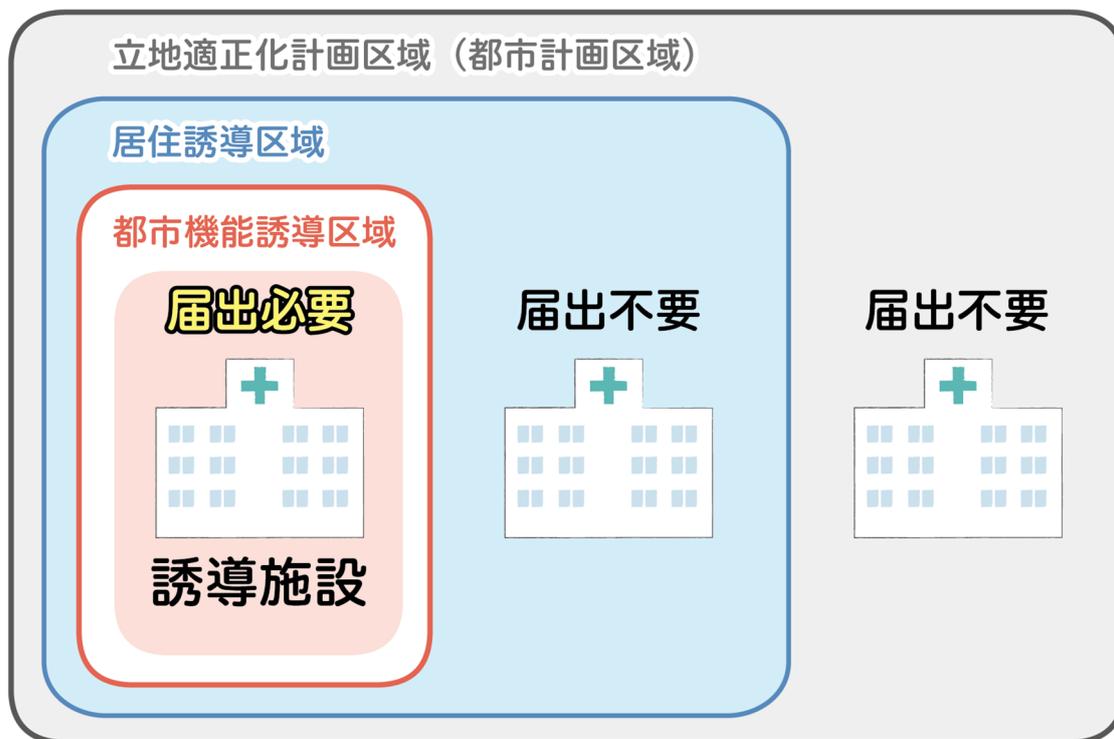
2) 開発行為以外

- ・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ・建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ・建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合



9-3 都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内における誘導施設の休・廃止の動きを事前に把握し、都市機能の維持を図るため、都市機能誘導区域内において誘導施設の休・廃止を行おうとする場合には、休・廃止を行う日の30日前までに、市長への届出が義務付けられます。



【届出が必要となる誘導施設】

誘導施設	誘導施設の定義
市役所	地方自治法第4条第1項に規定する施設
子育て支援センター	児童福祉法第6条第6項に規定する子育てについての相談、情報の提供、助言その他援助を行う施設
大規模商業施設	用途に供する部分の延床面積が10,000㎡以上を有する施設
病院	二次救急医療病院
地域交流センター相当施設	市民の学習や文化の向上を目的として市条例で設置する施設
図書館（分室及び分館を除く）	図書館法第2条第1項に規定する施設
博物館（登録博物館・博物館相当施設）	博物館法第2条第1項もしくは博物館法第29条に規定する施設